

健康アドバイス

薬は用量・用法を守って

体調がすぐれないとき、薬はとても頼りになる存在です。ただし、適切な用量・用法を守ってこそその薬です。自分の判断で量を加減したり中止したりすると、薬が効かなくなったり、からだにも悪影響を与えたりする場合があります。指示された用量・用法を守って正しく使いましょう。

薬とのつきあい方のポイント

- 医療機関ではむやみに薬を欲しがらないようにしましょう。
- 処方された薬は他人にあげたり、もらわないようにしましょう。
- 薬をもらうとき、他に服用中の薬があれば、必ずお医者さんや薬剤師に知らせましょう。

かかりつけ薬局を持ちましょう

医療機関から処方せんを受け取り、院外の薬局で薬をもらう「院外処方」が増えています。かかりつけ医と同じように「かかりつけ薬局」を持つと便利で安心です。

かかりつけ薬局のメリットは？

- 複数の医療機関から処方せんを受け取っても、すべてかかりつけ薬局で薬がもらえます。
- 薬の重複や飲み合わせのトラブルなどを未然に防ぐことができます。



お問い合わせ

福祉課国保医療年金係 ☎62-1211(内線126)

✉fukushi@town.haboro.hokkaido.jp

病院窓口での負担割合

後期高齢者医療の被保険者が受診した場合、かかった医療費の1割(現役並み所得者は3割※)を病院などの窓口でお支払いいただきます。

1カ月の医療費の自己負担額が一定額を超えた場合は、その超えた分を高額療養費として支給するなど、現行の老人保健医療制度と同じように医療給付を受けることができます。高額療養費については、次回の「医療給付」で詳しくお知らせします。

※ 現役並み所得者とは

3割負担となる現役並み所得者に該当するかどうかは、同じ世帯に属する後期高齢者医療の被保険者の所得と収入で判定されます。具体的には、課税所得が145万円以上の被保険者がいて、つぎのいずれかに該当する場合は、

- ・同一世帯に被保険者が1人のみの場合、本人の収入額が383万円以上。
- ・同一世帯に被保険者が2人以上いる場合、その全員の収入額の合計が520万円以上。

【現役並み所得者の判定例】



3割負担

A 男さんの所得145万円以上、収入383万円以上。



A 男さん B 子さん共に
1割負担

A 男さんの所得150万円、収入300万円。
B 子さんの所得0円、収入100万円。



A 男さん B 子さん共に
3割負担

A 男さんの所得150万円、収入300万円。
B 子さんの所得100万円、収入250万円。

高齢者の医療制度が変わります

高齢者の医療費を中心に国民全体の医療費が増大するなか、医療保険制度を将来にわたって持続可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして高齢者世代と働き盛りの世代(現役世代)の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度として、「後期高齢者医療制度」が創設されることとなりました。

新しい後期高齢者医療制度は、平成20年4月からスタートします。

対象者(被保険者)は？

後期高齢者医療制度の被保険者になる方は、つぎの1または2に該当する方です。

- 1 75歳以上の方
- 2 65歳から74歳までの方のうち、一定の障がいがある方(障がい認定を受けた方)

現在老人保健医療の対象となっている方は、来年4月以降はそのまま後期高齢者医療制度の被保険者となります。ただし、上記2と同様、障がい認定を受けて老人保健医療の対象となっている方は、後期高齢者医療制度に移らないことも選べます。

高齢者医療制度のしくみ

75歳以上(65歳以上の障がい認定者を含む)の高齢者の方は、国民健康保険や社会保険などの各健康保険に加入し、その上で老人保健医療制度を使って医療を受けています。したがって、病院にかかるときは保険証と老人保健医療の受給者証の2枚を提示していました。

これからは、現在加入されている健康保険を脱退し、後期高齢者医療という新しい「健康保険」に加入することになりますので、新しい保険証1枚で受診することになります。

現在老人保健医療の対象となっている方へは、来年の3月下旬に新しい保険証をお届けする予定です。

